

令和7年3月24日

公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部長 様

神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課長  
神奈川県県土整備局河川下水道部河港課長  
( 公 印 省 略 )

津波災害警戒区域の指定について（通知）

神奈川県は、県政の推進につきまして、日ごろから格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市の土地の区域を津波災害警戒区域として指定しましたので、通知します。

津波災害警戒区域では、取引対象となる物件について、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第16条の4の3第3号の規定により、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明する必要があります。

なお、公示に係る図書は、下記の県のホームページ等でも確認できますので、貴会会員等へ広く周知していただくようお願いいたします。

県ホームページ

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/tsunami/kuiki.html>

問合せ先

危機管理防災課 応急対策グループ 金子、宮本

電 話 045-210-1111 内線3432

メール [saitai.okyu@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:sitai.okyu@pref.kanagawa.lg.jp)

河港課 なぎさグループ 石川、森田

電 話 045-210-1111 内線6516

メール [nagisaseibi@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:nagisaseibi@pref.kanagawa.lg.jp)